

## 春日井市通学路安全対策プログラム実施要領

平成 27 年 12 月 22 日施行

平成 30 年 4 月 2 日改正

### 1 目的

道路管理者、学校、警察及び教育委員会等の関係機関が連携を図り、通学路の安全対策を実施するとともに、安全対策内容の公表を通じて校区住民及び道路利用者の協力を得ることを目的とします。

### 2 通学路安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「春日井市通学路安全対策会議」を設置します。

- ・春日井市総務部市民安全課
- ・同建設部道路課
- ・春日井市立小中学校
- ・愛知県警察本部春日井警察署交通課
- ・愛知県尾張建設事務所維持管理課
- ・国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所
- ・春日井市教育委員会事務局学校教育課（事務局）

### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年、通学路安全対策会議を開催して小中学校の通学路の状況を把握することとし、必要に応じて合同点検を実施して、対策が必要な箇所を具体策を検討することとします。

また、対策実施後には、効果を把握し、改善が必要な場合は代替案を検討するなど、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

#### (2) 通学路の点検等の実施（PDCAの具体的内容）

ア 安全点検の実施、危険箇所の抽出、対策方針の決定（Plan）

- ①小中学校は、校区の危険箇所の有無を確認した上で、総合的に安全な通学路を設置するとともに、必要に応じて通学路整備要望書（以下「要望書」という。）により、要望事項を学校教育課に提出します（～5月）。

- ②学校教育課は、要望書の内容を整理し、市民安全課、道路課、学校教育課等で協議の上、担当機関を割り振ります（6月）。
- ③学校教育課は、要望書の内容を担当機関に送付します（6月）。
- ④送付を受けた担当機関は、要望事項の内容について調査を行うとともに、早急に対応が必要なものについては、対策を実施します（6月～8月）。
- ⑤調査結果及び早急に対策を実施したことを踏まえて、通学路安全対策会議を開催し、具体的な対策について検討した後、対策方針の結果を小中学校に報告します（9月）。また、必要に応じて関係機関による合同点検を実施します（随時）。

イ 対策の実施 (Do)

通学路安全対策会議で決定した対策方針に基づき、担当機関で対策を実施します（9月～3月）。

ウ 効果の把握 (Check)

担当機関が実施した調査、検討及び対策の内容について、進捗状況の確認及び対策の効果を把握するため、小中学校への聞き取りを踏まえて、通学路安全対策会議において協議します（3月）。

エ 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、小中学校を中心にした安全点検の実施や効果の把握を踏まえて、必要に応じて対策の改善を図ります（随時）。

(3) 年間予定

時期	項目	実施主体	実施内容
～5月	安全点検の実施 危険箇所の抽出	小中学校	・各学校で実施 ・結果を教育委員会に報告
6月	担当機関への割振	教育委員会	・市民安全課、道路課、学校教育課等で協議の上、要望書を担当機関に送付
6～8月	担当機関の調査 早急対応	担当機関	・要望書に基づき調査実施 ・早急に対応が必要なものに対して対策実施
9月	対策方針の決定	通学路安全 対策会議	・通学路安全対策会議で対策方針を決定 ・必要に応じて合同点検実施 ・小中学校へ対策方針を報告
9～3月	対策の実施	担当機関	・対策方針に基づき、対策実施

3月	進捗状況の確認 効果の把握	通学路安全 対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗状況の確認</li> <li>小中学校への聞き取りを踏まえた効果の把握</li> </ul>
----	------------------	---------------	---

#### 4 情報提供

校区関係者で対策内容を共有し、地域住民による登下校見守り活動に活用します。また、実施内容一覧表等を、防犯に配慮しつつ公表します。